

## 賛助会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、寄付行為第35条第4項の規定に基づき、財団の賛助会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (会員)

第2条 会員は、財団の目的に賛同し、賛助会費(以下「会費」という。)を納入する法人で、理事長の承認を得た者とする。

### (申込)

第3条 賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書により理事長に申し込むものとする。

### (会費)

第4条 会費は1口50万円とする。

2 会費は毎年4月末日までに、当年度分を財団の指定する口座に一括して振り込むものとする。

3 事業年度開始後に入会する場合は、入会申し込みと同時に納入するものとする。

4 既納の会費は、返還しないものとする。

### (報告)

第5条 財団は、賛助会員に対し、定時に事業報告及び決算報告をするものとする。

### (資格の喪失)

第6条 会員は、次の各号の一に該当するときに会員資格を失うものとする。

(1) 退会したとき

(2) 除名されたとき

(3) 財団が解散したとき

### (退会)

第7条 賛助会員は、退会しようとするとき、その旨を書面によって財団に届け出なければならない。

### (除名)

第8条 賛助会員が、次の各号の一に該当するときは、理事長の承認を得て除名することができる。

(1) 財団の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき

(2) 寄附行為又は理事会の決議に違反した行為があったとき

(3) 会費の納付を怠ったとき

(特 典)

第9条 賛助会員は次のような特典を受けることができる。

- (1) 財団が行う調査研究活動への参加
- (2) 財団が行う調査研究結果の提供
- (3) 財団が主催する講演会等への優先参加
- (4) 賛助会員の参考に資する情報、資料の提供等

(権利の喪失)

第10条 賛助会員の資格を失った者は、会員としての一切の権利を失い、既に納付した会費、その他財団の資産に対して何ら請求することができない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年2月5日から施行する。